

少年事件記録の廃棄から考える 2項特別保存のあり方

神戸連続児童殺傷事件（1997年）の事件記録一切が神戸家裁で廃棄されていたというニュースに、全国で衝撃が走った。当初、最高裁は問題なしという姿勢だったが、その後、事実調査を行い報告書を公表し、2023年11月22日の裁判官会議で「事件記録等の特別保存に関する規則」を議決・制定した。施行日は2024年1月30日。訴訟記録の永久保存手続の新たな幕明けだ。「2項特別保存」という言回しも今回が最後になる。今回の特集は主に少年事件記録の保存について異なる考え方の者の論稿を並べ、討論を行った。読者各人が考える際の参考になれば幸甚である。

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム

CONTENTS

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 最高裁判所の調査報告書を読む
事件記録の史料価値に目を向けて来なかった日本の裁判所 | 4頁 |
| 2 | 少年審判手続と事件記録の保存 | |
| ① | 少年事件記録廃棄の是非 | 7頁 |
| ② | 少年の成長発達権保障の観点から | 9頁 |
| ③ | 少年事件記録を残す意味／廃棄された精神鑑定書 | 11頁 |
| 3 | 座談会 | 13頁 |

1

最高裁判所の調査報告書を読む

事件記録の史料価値に目を向けて来なかった日本の裁判所

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 委員 四ノ宮 啓 (33期)

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 委員 永石 一恵 (63期)

はじめに

令和5年5月、最高裁が公表した「裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書」は、これまで最高裁を初めとする我が国の裁判所全体が、2項特別保存*1の対象事件記録の史料的価値に目を向けることなく、場所取りの邪魔モノ扱いで、できるだけ速やかに廃棄すべきものと考えられてきたことが如実に表れている。以下ではこの調査報告書の概要を紹介

するが、ぜひ全文も読んでいただきたい。*2

2項特別保存に付すべき事件記録が 廃棄された背景

史料的価値のある事件記録のほとんどが廃棄されていた背景には、事件数及び記録の増加による保管場所不足の問題があった。

民事・行政事件は、昭和27年に年間55万件、平成

*1：事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存

*2：最高裁ウェブページ https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryou/kiroku_hozon_haiki/index.html

25年以降は150万件前後で推移している。家事事件は、昭和27年に約37万件、平成28年以降は100万件を超えている。少年事件は、減少傾向で平成27年以降は10万件以下であるが、事件全体として、昭和27年に111万件だったのが、令和3年には2倍を超える257万件に増加している。

また、事件の複雑化やプリンタの普及等に伴い、事件記録の紙の分量も増加した。令和4年に複数の庁をサンプリング調査し推計したところ、事件記録の紙の厚みは全体で年間約2万1000～2万5000fm（ファイルメーター）（書類を並べたときの厚みをメートルで表す単位）となった。記録の保存期間は原則5年間であることから、保管量はその5倍の約10万5000～12万5000fmと推計される。膨大な量である。

東京地裁では、平成8年から記録庫が飽和状態となり、庁舎内の単独法廷等や管内の簡裁の未使用室を記録庫に転用するなどしたがそれでも足りず、平成18年に民間業者への記録保管委託を開始した。庁舎外保管や民間委託は、横浜地裁、さいたま地裁、大津地裁（彦根支部）、福岡地裁などでも行われている。

このような実情を踏まえて「事件記録等保存規程（以下「保存規程」という）」が制定、改正された。

昭和28年に制定された保存規程では、民事事件の判決原本は永久保存すること、事件記録の保存期間は原則10年、少年事件は15年で、少年が26歳に達した時点で審判書のみ保存することとされていた。しかし、昭和39年の改正により保存事務が合理化・簡易化され、保存期間も民事事件は10年、少年事件は少年が26歳に達するまでとされた。判決原本は、当面従前どおり永久保存とする運用がされたものの、保存規程上は50年とされた。また、少年事件は、事件記録と少年調査記録が分離され、後者は保存規程とは別に調査記録規程が制定され、その運用通達では調査記録は少年保護の見地から速やかに廃棄すべきとされた。判決原本は、保存期間50年を経過したものが相当量に上り、変色、汚損による劣化や防虫等の管理保存に相当の手間と費用が掛かっており、多くの裁判所から永久保存廃止の強い要望があったため、平成4年改正により一律50年とされた（もっとも、平成5年発足の「判決原本の会」の保存運動等により、当時廃棄予定だったものは国立公文書館に永久保存されている）。

そして、平成11年の保存規程改正で、民事事件記録の保存期間は10年から5年に短縮された。

このような保存規程の改正等に加え、最高裁は、平成3年に地家裁所長や高裁民事首席書記官に宛てて、特別保存は記録庫のスペースを取り保存事務上の負担が大きく問題である、できるだけ判決時でなく保存期間満了直前の保存意欲が低下した時期に判断する、事件記録の一部のみを保存する、年月の経過により特別保存をやめることも検討する等、2項特別保存の活用を後退させる内容の書面を配布していた。

具体的に廃棄事例をみてみると

今回、最高裁は各裁判所の廃棄状況についても詳細な調査を行った。

平成31年に憲法事件記録の廃棄が問題になった後、令和2年に2項特別保存の客観的基準を定めた「運用要領」が東京地裁をはじめ各庁で策定されたが、運用要領策定前は、2項特別保存の認定プロセスや認定時期、判断権者等について具体的に明文化した庁はほとんどなく、その結果、重要事件の記録の多くが廃棄処分された。廃棄処分には以下の3類型がある。

事件記録が廃棄対象であると認識し、特別保存に付すか否かの検討がされた類型（類型Ⅰ・少年事件4件）には、本調査の発端となった神戸連続児童殺傷事件が含まれる。廃棄時の神戸家裁所長は、自身が2項特別保存の判断権者との認識がなかったため、保存につき明確に意見を述べることはなく、廃棄担当管理職も、所長ではなく自身に判断権限があると誤認していた。そして、廃棄担当管理職を含む多くの職員は、記録は保存期間経過後は原則廃棄で2項特別保存は例外中の例外との認識であり、それまで神戸家裁で特別保存に付した事件もなく、少年事件は非公開で記録を使うこともない等の背景があった。平成16年の佐世保大久保小事件も同様の状況で廃棄されていた。

事件記録が廃棄対象であると認識したが、特別保存の検討を詳細にしなかった類型（類型Ⅱ・少年事件7件）は、問題意識を持った職員がいてもそれが他の職員や所長まで伝わらなかったなど認定プロセスに問題があり（「特別保存対象事件記録」とのメモ書きが記録

に入っていたのに廃棄された事案もあった)、当該庁に先例がなかったことも保存を妨げる要因となった。

事件記録が保存されていることも廃棄対象に含まれることも認識していなかった類型(類型Ⅲ・少年事件39件、民事事件35件)は、その主な原因として、廃棄の決裁にあたり廃棄目録のみを確認する事務フローになっており、保存期間が満了か否かを確認するだけで決裁していたことが挙げられる。

また、運用要領策定後も、日刊紙2紙掲載基準及び判例集掲載基準への当てはめが適切に行われず廃棄された事案もあった。他方、2項特別保存に付された事件(民事事件等3件、少年事件7件)もあったが、その理由は、上級庁から記録を使用するため特別保存を求められたこと、著名事件記録が保存期間経過後も事実上保管されていることにつき疑問を呈した管理職がいたこと、記録の厚みをもって重大事件と考えた管理職が他の職員に意見を述べ庁として検討したことなど個別事情によるもので、2項特別保存の認定プロセスが確立して機能していたわけではなかった。

2項特別保存に付されたにもかかわらず、その後に廃棄された事件も6件あった。これは担当管理職の管理方法の不備や不十分な引継ぎが原因であった。

明らかとなった問題点とその原因

報告書は、本質的な問題点として、以下の点を強調している。

第1に、所長をはじめ裁判所の大多数の職員が、記録の中には歴史的・社会的意義があるものも含まれるという視点からの検討、取組みを試みることがほとんどなかったという裁判所全体の姿勢が原因であったと指摘する。

第2に、2項特別保存の認定プロセスの問題がある。

運用要領策定前の廃棄事案のほとんどを占める類型Ⅲにおいて、当該事件の記録が保存されている認識すらなく廃棄された背景として、首席書記官等が行う廃棄の決裁に当たって、廃棄目録のみにより確認する事務フローになっており、2項特別保存に付すべき記録が廃棄対象となっていないかという視点で検討されていなかった。

第3に、2項特別保存の基準の問題がある。運用

通達において例示された基準は、なお一義的なものとはいえず、その背景にある記録の特別保存に対する消極的な姿勢が強く影響し、具体的かつ客観性を持たないものであった。

そしてこれら3つの問題をもたらしした原因は、最高裁の膨大な事件記録についての明確な廃棄方針だった。そのため、2項特別保存は「例外中の例外」とする運用が形作られ、各庁において2項特別保存の先例を作らないという(負の)連鎖を生み出した。報告書は、「下級裁を指導監督すべき立場にある最高裁として、その対応は誠に不適切であった」と指摘している。

今後の記録の保存・廃棄の在り方

報告書は、今後の事件記録の保存・廃棄の在り方として、裁判所組織として、これまでの記録の保存・廃棄に対する考え方や姿勢を改める必要があるとして、①記録を保存する意義の組織的な共有、②常設の第三者委員会の設置、③国立公文書館への移管の拡大等、④第1審における保存方法の見直し、を挙げている。

そして、最後に、本来保存されるべき記録が廃棄されてきたのは、裁判所組織全体の姿勢に問題があり、「所長をはじめ、裁判所の大多数の職員が、記録の中には歴史的、社会的な意義を有するものも含まれるという視点での検討、取組を試みることがほとんどなかった」と改めて指摘しており、かつ、「この点は最も深刻な問題である」と総括している。

最高裁のその後の対応

調査報告書を受けて、最高裁は、令和5年11月、「事件記録等の特別保存に関する規則」を制定し、「事件記録等保存規程」及び「少年調査記録規程」を改正した。これによって、事件記録について「歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものを適切かつ確実に選別し、国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいくこと」が規則の理念として明記され、常設の第三者委員会(記録の保存の在り方に関する委員会)が設置されるとともに、廃棄手続への所長の関与の明確化等が実現した。

① 少年事件記録廃棄の是非

神戸新聞社編集局報道部デスク兼編集委員 霍見 真一郎



記録廃棄問題を謝罪する最高裁幹部（神戸新聞社提供）

1997年の神戸連続児童殺傷事件をはじめ、各地の家庭裁判所で重大少年事件記録が廃棄されていた問題で、最高裁判所は2023年5月25日、責任を認め、謝罪した。

2つの驚きがあった。1つは、「憲法の番人」とも呼ばれ、柔軟な対応には程遠い印象がある司法機関の頂点が、自らの非を認め、大幅な制度変更を打ち出したこと。もう1つは、少年司法関係者に多い「廃棄容認（支持）派」の存在を最高裁が認識した上で、少年事件記録には「国民の財産が含まれる」と、保存の必要性を指摘したことだ。

非公開文書

「少年A」の全記録廃棄は、2022年4月に施行された改正少年法を検証する神戸新聞の長期連載の中で判明した。連載第2部で、同事件における神戸地検の主任検事を務めていた男性のインタビューに成功。調書などの事件記録に関心が向いたものの、少年審判が原則非公開であるため、自らが情報公開請求しようとは思わなかった。だが、開示請求を受けた際の対応について、神戸家裁に念のため確かめたのが端緒となった。

質問を投げ掛けて約2カ月後。連絡を受けて訪れた家裁で、2人の職員は淡々と答えた。「当該事件記録は、廃棄済みのため、閲覧・謄写はできない」。

全く予想していなかった答えだった。内心戸惑いながらも、長期的な記録保存の制度はなかったのか尋ねた。そこで説明を受けたのが、事件記録等保存規程9条2項、いわゆる「2項特別保存」だった。

一般的な少年事件記録は、少年が26歳に達するまでの保存が定められ、それを過ぎると廃棄される。だが、同規程では、史料価値の高いものは、「保存期間満了の後も保存しなければならない」としている。さらに、この規程の具体的運用を定めた最高裁通達は、2項特別保存の対象例として、「世相を反映した事件」や「全国的に社会の耳目を集めた事件」、「少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件」などを挙げていた。少年法改正の契機となった連続児童殺傷事件の記録が対象となるのは明らかだった。

ところが、1ページ残らず記録は捨てられていた。関係者によると、廃棄されたのは、審判書▽兵庫県警や神戸地検が作成した供述調書や実況見分調書▽神戸大学の中井久夫名誉教授（2022年8月に死去）らが書いた精神鑑定書▽家裁調査官による報告書など。捜査関係文書だけでも1200点以上あったとみられる。

神戸新聞は、『「少年A」全事件記録を廃棄』と初報を打った。さらにその翌日の朝刊で、2004年の「長崎小6年女児殺害事件」や、2000年の「愛知県豊川市夫婦殺傷事件」の記録も廃棄されていたと続報。同年の「西鉄バスジャック事件」は永久保存されており、対応にばらつきがあると指摘した。

衝撃と納得

連続児童殺傷事件の全記録廃棄を知った当初、最高裁に廃棄の是非を問うと、「見解を述べるのは差し控える」と言及を避けられた。廃棄のいきさつが不明である点も「問題はない」と一蹴。廃棄当時の職員に対する聞き取りの意向を尋ねても、「仮に聴取しても、あくまで個人の記憶や見解の範囲にとどまる」とけんもほろろだった。あるいは、2019年に重要な民事裁判記録が大量廃棄されていることが当時の報道で判明した際、特別保存の諸課題は解決済み、という認識だったのかもしれない。

一方、2項特別保存に詳しい東京弁護士会の清水勉弁護士に取材すると、「まさかと思うと同時に、やはりそうか、とも感じた」という感想が聞かれた。立ち直りを重視する少年法には、記録を長く残さない方が良いとする考えも入っていると解釈できるからだという。

神戸新聞の記事を契機に、各報道機関が一斉に取材を始め、長崎の男児誘拐殺人事件、奈良の医師宅放火殺人事件、京都の亀岡暴走事故など、次々と廃棄が判明。そしてついに最高裁は全国の裁判所で全ての事件記録の廃棄を止め、有識者委員会を立ち上げて廃棄経緯を調査するに至った。

神戸新聞の取材班は、半年以上にわたり、なぜ記録が捨てられたのか、そして記録にはどんな意義があるのかを考える記事を重ねていった。一地方紙の報道が司法権力を動かすに至ったのには、事件の被害者遺族の思いを丁寧に報じたことも大きかったと考える。

少年法の問題

最高裁が公表した調査報告書からは、いくつかの廃棄要因が浮かび上がった。

ハード面で大きいのは保存場所の不足だ。最高裁の推計によると、全国の裁判所で、わずか1年に保存される記録の厚みは約21～25キロメートルにも及ぶという。デジタル化も膨大な作業や費用が伴うため、課題が多い。

一方、ソフト面では、やはり少年法の存在があった。少年記録の保存期限である「26歳」は、矯正教育関係者によると、少年院などに加害少年が在籍できる上限という。少年時代に犯した過ちの記録は廃棄し、外形上は「風化」させる仕組みになっているとも言える。

最高裁によると、被害者遺族が一部記録を閲覧できるようになった今でも、「直接関わりがない第三者、とりわけ研究者らへの閲覧許可は把握していない。事例がないか、あったとしてもまれ」という。最高裁は、今回の制度見直しで、重要な少年記録は「国立公文書館への移管を検討する」としたが、将来的な活用の枠組みをどうつくっていくかについては、すぐにでも検討を始めなければならないだろう。

また、加害少年の立ち直りを重視する関係者にとっても、記録の保存は重要な意味を有することは強調したい。非公開の少年審判で、公正さを裏付けるはずの記録が廃棄されれば、手続きそのものに対する信頼も揺らぎかねず、事実、連続児童殺傷事件の記録が失われたと分かって以降、冤罪論が一部で唱えられた。

事件記録の保存は、立ち直りを重視した少年法の精神を支える「見えない柱」でもある。今回の事案を契機に、少年事件記録の今後について議論が深まることを願ってやまない。



神戸連続児童殺傷事件で逮捕された「少年A」の全事件記録が廃棄されていたと報じた神戸新聞の2022年10月20日付朝刊1面と、同様の事案が相次いでいることを伝える同21日付朝刊1面（神戸新聞社提供）

② 少年の成長発達権保障の観点から

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 川村 百合 (49 期)

1 はじめに

神戸事件の確定記録が廃棄されていたという報道を受けた世間の反応は、「国民の宝である記録を廃棄した裁判所は怪しからん」というものであったが、私はその論調に違和感を持った。そもそも少年審判記録は、広く第三者による閲覧が予定されているものではなく、「宝」としては死蔵されるべきものだからである。

2 少年保護事件の記録

少年保護事件の記録には、「法律記録」と「社会記録」の2種類がある。法律記録とは、捜査機関が作成した捜査報告書、供述調書、実況見分調書、検証調書など非行事実を裏付ける証拠の類であり、社会記録とは、少年鑑別所で作成された鑑別結果通知書や家庭裁判所調査官が作成した調査票、学校照会回答書、保護者からの回答書などが綴られているもので、少年の要保護性判断の基礎となる資料である。

一口に「確定記録」と言っても、刑事裁判の記録と少年保護事件の記録とでは質量ともに雲泥の差がある。

量的な違いという意味では、刑事裁判に提出される記録は、捜査機関が収集した証拠のうち、立証に必要なもののみが厳選されているが、少年事件においては、捜査機関は家裁に全記録を送る必要があることから、捜査機関が収集した膨大な証拠がそのまま少年審判の確定記録として残る。

質的な違いという意味では、刑事裁判記録は、公開法廷での取り調べを経た証拠である。プライバシーへの配慮などは法廷に提出される際に行われている

が、公開法廷で取り調べられたことによって、いったんは不特定多数の人が知りうる状態に置かれた情報である。

これに対し、少年審判は非公開で行われ、そこで取り調べられた証拠の公開は予定されていない。少年審判は非公開で行われるからこそ、少年の生育歴が赤裸々に語られる。また、社会記録の中には、本人さえ知らない「秘密」（出生の秘密など）が記載されていることもある。

そして、法律記録は、付添人には閲覧権があるが謄写は裁判所の許可を条件とする。社会記録も付添人には閲覧権はあるが、謄写が許可されることはない。いずれも少年本人には閲覧謄写権がない。このように、少年保護事件の記録は、審判係属中でさえ閲覧謄写に制限があり、刑事裁判の記録とは異なる扱いがされているのである。

事件が確定したからといって、被害者・遺族を除く第三者に閲覧を許す余地は、現行法上はないと言わざるを得ない。

3 少年の社会復帰への弊害

では、それを国家が管理する公文書として利活用する制度が目指されるべきなのかというと、私は消極である。

少年審判は、少年の「健全育成」（少年法1条）を目的にしている（「健全育成」という言葉は、少年を権利の主体として見るのではなく保護の客体として見る古い時代の名残なので、少年法の理念を少年の「成長発達権保障」と読み替えるのが現代的解釈と言ってよい）。

少年法の理念を全うすれば（家裁が逆送決定した事件においては、全うできていないものも多いが）、

少年は保護処分を受けて成長発達し、社会復帰する権利がある。社会復帰した少年はいずれ家庭を持つかもしれない。事件から数十年経った後に、元少年本人が死亡したとしても、子々孫々は何も知らずに社会生活を営んでいるかもしれない。

したがって、事件から数十年経った後であっても、個人情報満載の審判記録が掘り返されることを認めるべきではない。

4 少年審判記録は社会の宝か？

少年事件は、社会の病理を写す鏡であって、少年非行の背景には、虐待やいじめや貧困など社会問題がある。したがって、少年審判の記録、とりわけ事件の背景を明らかにしようとしている社会記録を閲覧した人は、事件を生み出した社会の病理を知ることができるかもしれない。

しかし、事件から数十年後にそれを知ったとしても、今さら何ができるであろうか？ 数十年後には数十年後の社会の病理があるはずであり、それが少年事件の原因になりうるものとして、社会制度の改善を考えるべきである。少年事件から汲み取るべき教訓は、同時代において解決すべきものである。

この点、現状では、社会の耳目をひいた事件については、家裁の司法行政作用として審判要旨の公開がされており、それをもって家裁の社会的責任を果たすということが神戸事件以後の慣例になっている。また、捜査情報リークの問題性はさておき、現実にはさまざまな報道もなされる。付添人や弁護人の側で、守秘義務に反しない範囲で事件の背景についてマスコミを通じて社会に説明することも、個々の事件で試みられている。

それらの営みを通じて、社会が教訓として汲み取り福祉政策や社会政策に活かしていくことができるだけの情報は、同時代において得られているはずなのである。にもかかわらず、それらの情報は生かされずに少年やその家族をバッシングしているだけなのが、現在の日本社会ではないか？ 数十年後に過去の事件を検証して、何を汲み取り、社会に活かすことがで

きるというのだろうか？

5 情報流出の危険性

とはいえ、歴史を振り返ることに全く意義がないとは言わない。過去の事件の処理を検証すれば、現在から見て当時の審判の「誤り」が明らかになることもあるかもしれない。

しかし、その意義と少年審判記録が未来永劫保管され続けることの弊害とを天秤にかけたとき、後者が大きいと考える。

記録を永久保存するとなれば、その手続の過程で多くの人に関わることになる。その整理保管の任に当たる裁判所職員。保管倉庫を借りるなら、その従業員。もし、公文書館で保管することになるなら、さらに多くの人々の手を経る。どこで元少年らの実名が掘り出され、それが流出するか分からない。いかに守秘義務を課しても、情報が流出する事故を完全には防げないだろう。

今でも、個人情報が洩れることを防ぎ切れない。いわゆる重大事件を犯した元少年が、法務省肝いりの就労支援制度を使って社会復帰したのだが、その勤務先を自称ジャーナリストに漏らした人がいて、就労先にしつこく連絡をしてきたために、元少年が退職を余儀なくされたことがあった。

いったんインターネット上で虚実ないまぜの情報が流出すれば、未来永劫、デジタル情報は消えない。

理想論を言えば、成人であれ少年であれ、「犯罪者」やその家族までもが社会から排除される現状を変えるべきであろうが、それは残念ながら非現実的と言ってもよいだろう。我が国では、「忘れられる権利」が確立しておらず、改名も簡単には認められない中で、いったん「犯罪者」とレッテルを貼られた人が生き直すことは難しい。

現実を直視した制度構想を考えるべきである。

③ 少年事件記録を残す意味／廃棄された精神鑑定書

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 座長 清水 勉 (40 期)

中井久夫の記念講演

中井久夫神戸大学名誉教授は統合失調症の治療法研究が専門で、風景構成法の考案、統合失調症の寛解過程の研究、阪神淡路大震災（1995年）を契機とする心のケア論、トラウマ理論の導入、外国の重要文献の多数の翻訳などの功績がある。著書には専門領域の『分裂病と人類』（1982年）、『記憶の肖像』（1992年）などがある一方で、『「昭和」を送る』（2013年）*1、『いじめのある世界に生きる君たちへ』（2016年）などエッセイも多数ある。

中井が神戸大学を退職する時に記念講演*2を行った1997年3月を挟んで2月から5月にかけて神戸市内で小学生5人の殺傷事件が起こった。神戸連続児童殺傷事件である。

鑑定留置

6月28日、逮捕されたのは中学3年生の少年A（14歳）だった。

当時の少年法では14歳の少年の事件は逆送できない。家裁で手続はすべて終わる。8月4日、神戸家裁の井垣康弘裁判官は60日間の鑑定留置を決めた*3。少年Aの精神鑑定を担当することになった中井は少年Aに12回面接して180頁に及ぶ精神鑑定書を作成し

10月2日に神戸家裁に提出した*4。内容の大半は中井と少年Aの面談の記録だった*5。同月17日、井垣裁判官は少年Aを医療少年院送致とした。

記録の廃棄

それから25年。2022年10月20日の神戸新聞*6は、この事件の全記録が廃棄されていたと報じた。記事には精神鑑定書も廃棄されたとある。

同じ年の2月に井垣が、8月に中井が亡くなっていた。彼らが生きていたら神戸新聞にどんな思いを語っただろうか。

永山則夫の精神鑑定

筆者は神戸新聞の記者に、30代半ばの時に永山則夫*7の精神鑑定をした精神科医・石川義博に取材するよう薦めた。

1973年11月から1974年8月まで278日間をかけて、永山の精神鑑定に臨み、2段組み182頁に及ぶ精神鑑定書を書きあげた*8。その内容は判決に決定的な影響を与えるはずだった。しかし、実際は石川にとって不本意な運命を辿ることになった。

東京地裁では、検察官、裁判官、弁護人が揃って鑑定内容を受け容れなかった。それどころか、鑑定

*1：中井著『「昭和」を送る』（みすず書房）は、本書中のエッセイの1つ、「昭和」を送る——ひととしての昭和天皇、を書籍のタイトルにしている。

*2：中井著『最終講義 分裂病私見』（みすず書房）という表題で書籍になっている。

*3：井垣康弘著『少年裁判官ノオト』（日本評論社）33頁。

*4：井垣前掲著34頁によると、鑑定書が出来上がる前、ほぼあたりがついた段階で裁判官・調査官・付添人が全員集合したところで、中井から説明を受ける機会があった。鑑定本文は34頁から37頁に掲載されている。

*5：井垣前掲著34頁。

*6：神戸新聞ウェブサイト。https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202210/0015739700.shtml

*7：永山則夫は1968年10月から11月にかけて東京、京都、函館、名古屋で相次いで22口径のけん銃で連続殺人事件を起こした。1969年4月に逮捕された永山は19歳だった。

*8：堀川恵子著『永山則夫 封印された鑑定記録』（講談社文庫）

に積極的に協力していた永山自身までもが「自分の鑑定じゃないみたい」と言い放った。この頃出版した『無知の涙』が爆発的に売れ、時代のヒーローになっていた永山は、石川が鑑定書に「精神病に近い精神状態」などと書いたことが気に入らなかったらしい。

地裁（蓑原茂廣裁判長）の判決は死刑（1979年7月）。石川鑑定書をつぶさに検討した東京高裁（船田三雄裁判長）は無期懲役（1981年8月）。最高裁第二小法廷（大橋進裁判長）は石川鑑定書を読んだのだろうか。これに触れることなく、破棄差戻（1983年7月）。東京高裁（石田穰一裁判長）は当然の如く死刑（1987年3月）。最高裁上告棄却（1990年4月）。7年後、少年Aが逮捕された翌月、永山は48歳で死刑を執行された（1997年7月）。

この事件後、石川は刑事事件の精神鑑定を引き受けなくなる。

そんな石川だからこそ今回の記録廃棄についてコメントする者として相応しいと思った。^{*9}

石川のインタビュー記事

神戸新聞は連載記事『失われた事件記録』の『最高裁への提言④』（2023年1月31日）^{*10}で石川のインタビューを掲載した。

記事には、石川が鑑定を引き受けた理由は「なぜ、彼が重大犯罪を犯したのか、それを明らかにしたい一心だった」とある。石川は鑑定書について「警察官や検事の調書とはまったく違うんですよ。心が書いてある。心の変遷がね」と話す。そして、「裁判官も検事も弁護士も、自分の考えに合う、都合の良い鑑定書が欲しかったのだろう。それに合わなかった私の

鑑定書は、完全に無視された」と振り返る。当時、法廷の内外で永山の犯行動機は「金欲しさ」になっていたが、石川鑑定は違った。親きょうだいからの虐待と孤独が鍵だとしていた。^{*11}

石川は、中井の鑑定書について、「家族歴や医学的・精神的な傾向と犯罪との結びつきがわかる記録だったはず」と指摘し、「個別の例を深く掘り下げれば、人間の普遍性につながる」、同じような事件が起きたとき過去の事件の精神鑑定書は参考になるという。自身が関わった永山の鑑定では、母親から虐待を受けた子どもへの影響が理解できると説明する。

元少年Aの生と社会との断絶

さて元少年Aは名前を変えて今も日本社会で生きている。名前を変えることで周囲の人々に気づかれにくくしているだけで、自分の中では事件をなかったことにできているはずがない^{*12}。どこでどんな生き方をしても自分が過去に犯した事件は片時も元少年Aから離れることはない。

年月を経て重大な少年事件を社会が冷静に考えることができるようになった時期に^{*13}、事件を丹念にふり返ろうとする人が現れ、過去の記録を読み込み分析し、社会に事件を受け止めるよう提案し、社会がこれを受け容れるならば、そのような社会は過去に重大事件を起こした元少年の社会的存在を認めるようになれるのではないか。人は過去の過ちを信頼できる人に話すことで、過ちをより深く考えることができるようになる。しかし、元少年Aは生涯それができない。少年の重大事件記録を廃棄し続ける社会は、元少年に優しいようで、実はかなり残酷なのではないか。

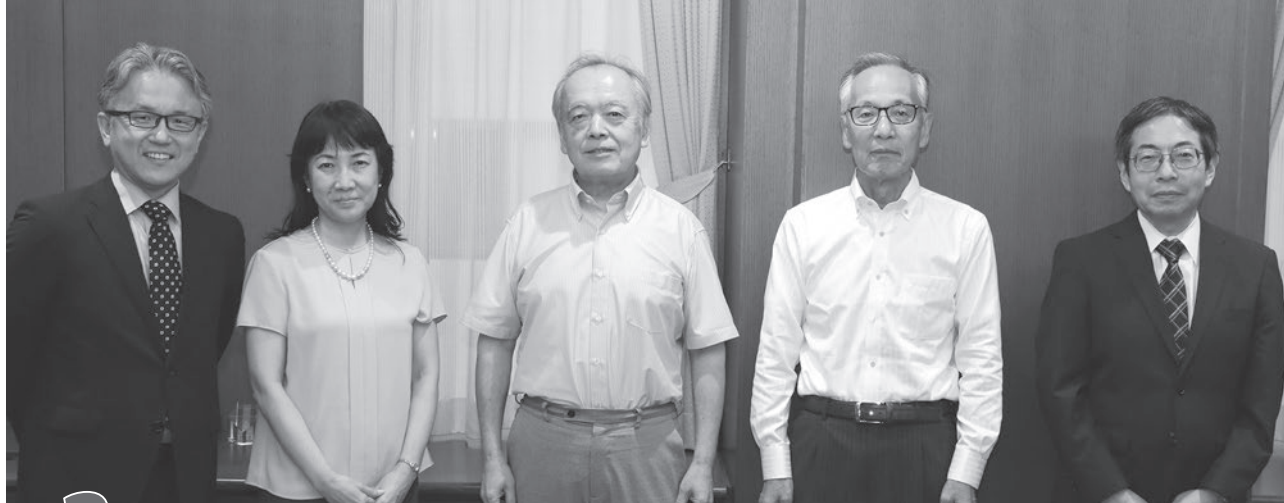
^{*9}：神戸新聞の記者によると、筆者を取材した翌日に石川の取材を予定していたとのことであった。

^{*10}：神戸新聞ウェブサイト。https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202301/0016008498.shtml

^{*11}：堀川前掲著で引用している石川鑑定書には「この犯罪の主因をなした則夫の恨みや憎悪は、人生早期の体験に根ざすことが諸事実から明らかにされた」とある。永山が恨んだ相手は兄たちだった。堀川は「彼が抱いた憎悪の矛先は、決して世間や社会、大人たち、貧困といった、曖昧で抽象的なものには向けられていない。（略）19歳の少年が胸に抱え憎悪の炎を燃え上がらせていたもの、それは「家族」でしかなかった。」と事実面に迫る（363頁）

^{*12}：薬丸岳著『友罪』（集英社文庫）参照。小説ではあるが、元少年Aの生きづらさを実感させる内容になっている。

^{*13}：公文書管理法16条2項は「時の経過を考慮する」と規定している。



3 座談会

実施日 2023年9月4日

出席者 霍見真一郎 神戸新聞社編集局報道部デスク兼編集委員

*写真左から
*敬称略

川村 百合 子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員

清水 勉 事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム座長(司会)

光前 幸一 事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム委員

木村 英明 事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム委員

清水：今日は、1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件の全記録廃棄を報じた神戸新聞の霍見真一郎編集委員をゲストに、重大な少年事件を多く手掛けて来た川村百合弁護士、それから2項保存ワーキングのメンバー3人で、少年事件記録の保存について議論したいと思います。

まず、霍見さんからお願いします。

少年事件記録廃棄報道を始めたきっかけ

霍見：私は2022年の春から、改正少年法を考える「成人未満」という長期連載を担当しています。

2022年は、連続児童殺傷事件から四半世紀の節目にあたり、この事件が契機となって「厳罰化」が始まった少年法の5度目の改正施行が重なりました。成人年齢の引き下げによって18、19歳が「特定少年」という新たな区分でくられ、大人と子供の線引きが揺らぐ今、法改正の源流となった「酒鬼薔薇聖斗」のこの事件などを、改めて掘り下げるという企画です。

連載の中で、神戸地検でこの事件の主任検事を当時務めた男性にインタビューすることができました。当時の少年法では、逮捕時14歳だった「少年A」は起訴できませんでしたが、それがわかっていて100時間超にわたって取り調べをしたというのです。「少年審判で更生を考える資料にすることを念頭に調書を卷いた」と元主任検事は語りました。私は、ここで

初めて事件記録の存在に目が向きました。少年審判が非公開であることから自分自身が記録を見られることはないとは思いましたが、市民が情報公開請求したらどんな形で断られるのかと考え、神戸家裁に対応を確認したのです。

2カ月ほどして神戸家裁から回答がありました。職員は「当該事件記録は廃棄済みのため、閲覧、謄写はできない」と淡々と話しました。廃棄経緯は不明とのことでした。私は、記録が廃棄されていた背景をいろいろな角度からじっくり考える必要があると考えるようになりました。

被害者遺族にとっての記録の保存の意味

清水：神戸新聞に被害者遺族のインタビュー記事がありましたが、遺族にとって事件記録はどのような意味があるのでしょうか。

霍見：2つの意義があると考えています。1つは、なぜ自分の子供の命が奪われなければならなかったのかを知る手掛かりが記録には残されているということ。

もう1つは、極めて不本意であるにしても、自分の子の「生きた証し」が事件記録には綴られているということです。これは連続児童殺傷事件ではない事件のご遺族ですが、事件記録を机にドシンと置かれる音を聞いただけで、やめてくれ、胸が痛むとおっしゃっておられました。被害者遺族が記録を保存す



べきだと思われるのは、極めて自然な話だと思います。

清水：少年Aが書いた『絶歌』*1については出版前から「出版すべきではない」という意見が多く出ていましたが、如何ですか。

霍見：心情を思うと逡巡しましたが、『絶歌』出版の受け止めについてご遺族に質問したことがあります。そのご遺族は読んでいないとした上で、「家族が亡くなった状況は、見せ物じゃないんですよ」とぼつりとおっしゃいました。私は、大変申し訳ない質問をしてしまったと思いました。

付添人弁護士のメディア対応

清水：川村さん、多くの重大少年事件の付添人を担当してきた弁護士として、少年事件の報道や出版についてどのようにお考えですか。

川村：私は、メディアをうまく味方に付けたいと考えて対応し、虐待などを受けていて悲惨な生育歴が事件の背景にあったことを記者たちにも分かってもらって、ひどいバッシングという感じにはならなくて済みましたが、他の事件では言いたい放題の記事になっていると思うケースもたくさんありますね。マスコミ対応は難しいと思います。

事件後の出版には、違法な形で情報を入手したり、関係者の守秘義務違反になるのではないかとというようなものがありますが、書かれた内容を見ると、再発防止のためにそこから教訓を学ぶべきだという意味では、いい内容だと思うものもあります。ただ、事件後も本人や家族が社会の中で生きていかなければならないということを考えたときに、問題が残る出版があったと思います。

『絶歌』は他人がいろいろ書いた後に本人が書いているので、評価は難しいです。ただ、被害者遺族が

生きていらっしゃる間に出版するというのは理解を得られないだろうと思います。

重要事件の記録の保存は当たり前になったか

光前：重要な裁判記録を保存するという点について、衆目の意見は一致していると思います。最高裁が報告書を公表し全国の弁護士会に回っているわけですから、弁護士会全体としては重要な記録は刑事、民事、家庭、少年にかかわらず、まず保存しようということで。今後はどういう条件で保存記録を活用するかという形で議論しないと、保存という形だけで議論しても、なかなか進まないのではないのでしょうか。

清水：いいえ、報告書は全国の弁護士会に回っているわけではありませんし、弁護士会としての取り組みはごくわずかしかなかった。

少年事件記録と審判手続

川村：少年事件では、家裁に送致される記録は捜査過程で得られた全記録です。刑事裁判で検察官が公判廷に出す証拠のように、取捨選択されたものではありません。法律記録だけでもものすごい分量ですし、公開法廷で取り調べる際にはなされるプライバシー配慮などがされていない生の記録です。それが家裁にある確定記録なんです。プラス、少年事件特有の社会記録と言われているものがあります。家裁の調査官が社会調査をした結果、鑑別所での心身鑑別の結果、それから例えば学校からの照会回答とか、児童相談所がかかわっていたら児童相談所の照会回答とかもあります。そういうものが全部あるのが少年事件の記録なので、刑事事件の確定記録というときにみなさんがイメージするものとは全く違うのです。し

* 1：2015年6月に太田出版から出版された、元少年Aが書いた事件の経緯、犯行後の社会復帰の様子などの手記。



神戸新聞社
編集局報道部デスク
兼編集委員
霍見 真一郎

たがって刑事事件の確定記録と同じように保存されるべきと考えるのは違うんじゃないかなと思います。

少年審判はそもそも非公開で行われています。刑事事件では、公開法廷で取り調べられた、つまり公開された情報が確定記録として保存されているというのと、少年審判の記録とは全く異なります。少年審判の記録は少年本人にさえ閲覧謄写権がなく、付添人には閲覧権はありますが、謄写は、法律記録でさえ家裁の許可がないとできません。そして謄写が許可されても、プライバシー情報は結構マスキングされています。

清水：社会記録もですか。

川村：いいえ、社会記録はそもそも謄写できません。家裁が集める個人情報とはそれほど慎重に取り扱われるべきものとされているのです。

「見ていい人はいない」記録の保存

川村：それが、事件が終わりました、確定記録になりましたというときに、保存しておいたからといって、誰に見せていいことになるんでしょうかというのと、見せていい人はいないはずで。被害者が被害者の権利として閲覧謄写する部分は別ですけども、それ以外には、何年保存したからといって、見ていい人はいないはずなんですよね。誰も見るのがないはずのものは、流出を避けるためにも、廃棄すべきなんじゃないかなと思います。もちろん、少年がえん罪を訴える場合もあり、保護処分が終わった後であっても民事事件の中で決着をつける必要がある場合もあるので、一定期間は記録を保存しておくことが少年のためにも必要と言うことはできると思います。しかし、むやみに保存すべきではないと思います。

霍見：私は、審判が非公開だからこそ保存すべきだと思っています。



〈司会〉
事件記録等保存規程第9条
第2項に基づく特別保存に
関する検討ワーキングチーム
座長

清水 勉

国民は、司法手続きを家庭裁判所に白紙委任しているわけではありません。非公開である少年審判手続きの信頼性を支える重しとして記録があるのではないのでしょうか。利活用の議論では、保存と公開が同一視されやすく、その視点が見落とされるのではないかと心配しています。

光前：私も利活用する余地のないものは保存しても仕方ないと思います。保存規程をつくるんだったら利活用規程もきちんと定めろというのが私の意見です。

霍見：私も記者なので、記録は活用してこそ意味があると考えます。ただ、川村弁護士がおっしゃるように、即座に出すことによるハレーションというのも心配します。審判書は「結果」です。それに至る「過程」に当たる記録には、さまざまな可能性が潜んでいます。学者、研究者にとって、その部分こそ研究したいところじゃないかと思うんです。

川村：霍見さんが、少年審判手続きの信頼性を支えるためにも少年事件の記録を保存すべきだとおっしゃったんですが、モンスターだとか、極悪なやつだみたいなことを言われている少年を、そうではない、さっきも申し上げたような、本人の責任ではない原因や背景があるんですよということを知らってもらうためには、その生の記録を全部見てくださいということではなくて、付添人なり弁護人なりが、少年のプライバシーに配慮しながら言えることを言うということだと思います。また、重大事件では家裁は審判要旨を公開するようになってきているので、例えば鑑定書の全部や社会記録の全部を見せることまでは必要ないと思います。

霍見：付添人が記録の一部をкаいつまんで報道陣に話す場合、少年にとって有利な情報だけ選んで出す可能性がありますよね。他方、検察側に聞けば、少年に厳しい内容の話がたくさん出てくる。記者としてはどちらか一方にだけ頼ることはできません。事実は

何なのかを謙虚に追い求めていくのであれば、審判書という「結果」だけでなく、必ずその「経過」にあたる元情報を取材すべきではないかと思います。ただ、鑑定書まで利活用できるようにしていくのかというのは今後の議論に委ねたいと思います。

今は使えないとしても

木村：私は、利活用できないものは残すべきじゃないというところにちょっとクエスチョンマークなんです。利活用できないって、確かに今は使えないでしょうけど、年月がたって、50年後、100年後にどう使われるかというのは、それはそのときの人が考えるものであって。私たちはあとで何か役に立つんじゃないかぐらいのものは残しておいた方がいいんじゃないかなと思います。

清水：プライバシー性の高い社会記録だけ廃棄するという事は考えられるでしょうか。

川村：それは違うと思います。少年審判は要保護性を判断して結論を出すので、結論の妥当性を歴史的に検証したいということであれば、法律記録だけを読んでも判断できず、社会記録は非常に重要な意味を持っています。

光前：社会記録の方は、少年事件の研究調査とか少年のいろいろな問題、特に学者さんとか精神医学の問題なんかを研究されている方にとっては重要な資料なんじゃないのかな。

川村：もし、そういう研究を許すとすれば、そうですね。

光前：これだけブラックボックスの中で少年事件をやっていて、少年法の改正なんて誰が論じるのかなという感じがします。

川村：重大事件では審判要旨は公開されていますし、家裁調査官たちの研究成果などもあって、いわゆる専門家という人たちが本人特定情報を出さずに発表



子どもの人権と少年法に関する特別委員会
委員

川村 百合

することを信用して議論されていたわけですよ。

光前：私は、専門の学者さんとか社会的な資格のある方なんかについては厳格な制約を課して、今の少年事件のあり方とか少年の育成等についてきちんと研究する立場にある人に対しては開示していてもいいのかなという気はします。そうしないと少年事件って発展しないでしょう。

川村：学者ならみんな信用できるわけではないですよ。

霍見：例外なく信用できるかどうかを言ったら、少年司法手続きを担う家裁の審判官や調査官にも当てはまるものではありませんか。

川村：私が信頼できないと言った意味は、学者さんは事件について守秘義務を守る立場にないということです。閲覧させるときに何らかの誓約をさせるとしても、やっぱり学者さんは自分の研究実績のために閲覧するわけだから、論文の中に本人や家族の特定につながる情報がどう書かれてしまうかということは非常に危惧します。やっぱりその少年を担当した調査官とは違うかなと思います。

清水：保存するかどうかというところで今日も話が迷走していますけれども、それは、少年事件では成人事件とは違う記録がふんだんにあるからということもあるようですが、そうであるだけに議論をきちんとする必要はある。議論をすることで一定の決着がつくことがあっても、その後考え方がかわり制度が変わっていくのかもしれませんが。それでも議論はしていく必要があると思います。

光前：少年保護事件記録は、最終的には主権者である国民の検証の対象となるべき公文書であると言ったところで、保存の基準は出てこないですよ。

清水：少年法の保護主義の考え方から直ちに記録の廃棄が導かれるのでしょうか。裁判官や調査官や弁護士が少年の味方となったとしても、それは審判手続きのときが主で、少年のその後の人生全体に関わるわけ



事件記録等保存規程第9条
第2項に基づく特別保存に
関する検討ワーキングチーム
委員

光前 幸一



事件記録等保存規程第9条
第2項に基づく特別保存に
関する検討ワーキングチーム
委員

木村 英明

ではない。少年は生涯事件を背負って社会で一人で生きていくわけだから、どういう問題があったかという過去の記録を残し、だれかが事件をふり返り検証できるようにしておく必要があると思う。それぞれの時代で少年を保護するというとはどういうことかというのをいろいろな立場の人が議論するためにも記録は残しておくべきではないかと思います。

実名か匿名か

霍見：今回の改正少年法では、「特定少年」が起訴された場合には、これまで禁じられていた実名報道もできることになりました。非行少年の名前を実名にするのか、匿名にするのかという問題が、報道界では大きな話題になっています。少年法にのっとって匿名報道を続けてきましたが、今回じっくりこの問題に取り組んでみて、元非行少年が社会に受け入れてもらうために名前を消さなければいけない人生って、なかなか辛いだろうなと思ったんです。たとえ事件後に更生できたとしても、名前を出すことは慎重にならないといけない社会。自分の少年期までの過去を全部消さなきゃいけないという中で、果たしてその子は地に足をつけて生きていけるのかと考えました。

今回の連載取材を通して、少年事件の問題の核心は、「社会がどう受け止めるか」にあると思うようになりました。犯罪者になりたい赤ちゃんがいるはずないだろうというところから保護主義が出てくるんだと思いますけど、被害者や遺族の立場に立ったら、加害者の年齢は関係ない考えるのも当然だと思う。こういった答えのない問題を議論していくためには、司法に携わる人々が情報を囲い込むのではなく、何らかの形で社会に出していくということも今後は考えて

いかないとダメなのではないかと私は思っています。

川村：成人であれ、少年であれ、名前を消さなくても生きていける社会になるということが理想だと思います。でもそれは実際にはあり得ない。ましてや今のネット社会の中で、いったん名前が出ればどんどん出ていってしまう。やっぱり実名で生きていく上では、実名が報道されてしまうというのは何年たった後でも影響があることなので、できるだけ隠したいというのが少年を支えていこうとする立場の者かなと思います。

清水：隠すと守れるかというのは結構微妙なところがあって、殺人犯で指名手配されている人の弟さんが転職するときに「こいつはあいつの弟だよ」とネット上に書き込みをされて困っているという相談を受けたとき、私はすぐに削除請求して削除してもらい、ネット上の書き込みがなくなったことで、弟さんは無事就職できました。知られるとだめではなく、知られたときにどうカバーするかということを考えることも重要です。それに人の評価は相対的です。一つの行為でも見方によって問題の受けとめ方がかなり違います。そういう世界でこれからも評価だけを受ける生き方をすることは絶対に無理です。そう考えると、付添人とその子だけが頑張る話ではなくて、取り囲んでいる社会の方が、いろいろあったんだねというふうになる流れをどう作るかという、そっちもありますよね。

霍見：なるほど。

光前：平野啓一郎さんの小説『ある男』*2もそのことに焦点をあてていますね。

川村：社会が変わる必要があるというのは全く同感です。ただ、現実の中で、どうやって非行少年や家族の生き直しが可能なかを考える必要があると思います。

清水：今日は少年事件に絞ったおかげで、いろいろな議論ができました。皆さん、ありがとうございました。

*2：2018年9月、文芸春秋社から出版。再婚した夫の死後、夫が戸籍上別人になりすまして生きていたこと、さらにそのような生き方を選ばざるを得なかった背景が明らかになって行く。